

鶴岡市人事行政の運営等の状況について

「地方公務員法」及び「鶴岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件等の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 部門別職員数（各年度4月1日現在）

区 分		職員数（人）		増 減
		令和2年度	令和3年度	
一般行政	議会	8	8	0
	総務	218	218	0
	税務	69	68	▲1
	労働	2	2	0
	農林水産	100	98	▲2
	商工	38	35	▲3
	土木	90	90	0
	民生	134	135	1
	衛生	93	91	▲2
	小計	752	745	▲7
特別行政	教育	179	171	▲8
	消防	207	207	1
	小計	386	378	▲8
普通会計 合計		1138	1123	▲15
公営企業等	病院	651	666	15
	水道	29	29	0
	下水道	29	29	▲1
	その他	60	59	0
	小計	769	783	14
総合計（普通会計+公営企業等）		1907	1906	▲1

② 採用・退職の状況（令和2年度）

区分	採用（人）	退職（人）
行政	28	44
保健師	3	2
保育士	0	1
医師	24	18
医療技術職	6	7
看護師	19	17
消防士	10	3
技能職	2	6
合計	92	98

③ 職員採用競争試験の状況（令和2年度）

区分	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率
上級行政	132	15	8.8
上級土木	4	1	4.0
保健師	10	3	3.3
初級行政	51	10	5.1
技能職	18	2	9.0
薬剤師	1	—	—
理学療法士	7	4	1.8
臨床検査技師	1	1	1.0
臨床検査技師（追加）	2	—	—
臨床工学技士	4	2	2.0
視能訓練士	2	—	—
看護師	21	19	1.1
看護師（追加）	4	—	—
消防士	62	7	8.9
合計	319	64	

2 職員の給与の状況

数値は、令和3年度公務員給与実態調査（令和3年4月実施）等によるものです。

① 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 (R3.3.31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和元年度 人件費率
123,146 人	910 億 8,801 万	2 億 8,408 万	104 億 3,944 万	11.4%	12.9%

(注) 人件費には、共済費及び特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

② 職員給与費の状況（令和3年度普通会計予算）

職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	一人当りの 給与費 (B/A)
1,190 人	47 億 2,418 万円	9 億 3,017 万円	18 億 8,126 万円	75 億 3,561 万円	633 万円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 令和3年度当初予算に計上された一般職の額です。
3 会計年度任用職員の給与等は含みません。

③ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	337,748 円	43.9 歳
技能職	332,647 円	52.3 歳

(注) 平均給料月額とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

④ 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	鶴岡市		国		
	決定初任給	採用後2年 経過日の 給料月額	決定初任給	採用後2年 経過日の 給料月額	
一般行政職	大学卒	185,100 円	196,900 円	総合職 195,500 円	207,800 円
				一般職 182,200 円	193,900 円
	高校卒	152,300 円	160,900 円	150,600 円	158,900 円

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	254,506 円	312,850 円	369,090 円
	高校卒	207,900 円	268,400 円	326,850 円
技能職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 冠専門員 専門員 主任	主査 係長 冠専門員 専門員	課長補佐 主査	課長 主幹	部長 次長 参事	
職員数	88 人	73 人	101 人	225 人	125 人	58 人	28 人	698 人
構成比	12.6%	10.5%	14.5%	32.2%	17.9%	8.3%	4.0%	100%

- （注） 1 級区分は鶴岡市の給与条例によるものです。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級の代表的な職名です。

⑦ 職員の手当の状況

（ア）期末・勤勉手当（令和3年度支給割合）

区分	鶴岡市			国		
	6 月期	12 月期	計	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.9 月分	0.9 月分	1.8 月分	0.95 月分	0.95 月分	1.9 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置…有				同左		

（イ）退職手当（令和2年度）

区分		自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置…有	
一人当たり平均支給額		1,943 万円	

- （注） 1 本市は、山形県市町村職員退職手当組合に加入し、国の制度と同様です。
2 平均支給額は、令和2年度に退職した普通会計に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

区分	鶴岡市	国
扶養手当	○ 子 10,000 円 ○ 子以外 6,500 円 ○ 扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同左
住居手当	○ 借家 限度額 28,000 円 家賃額が月額 14,000 円を超える職員が対象	○ 借家 限度額 28,000 円 家賃額が月額 16,000 円を超える職員が対象
通勤手当	通勤距離が片道2km以上に支給 ○ 交通機関利用 限度額 55,000 円 ○ 自動車等の交通用具使用 限度額 55,000 円	○ 交通機関利用 限度額 55,000 円 ○ 自動車等の交通用具使用 限度額 31,600 円
管理職手当	(行政職の例) 部長級 66,400 円 次長級 57,500 円 課長級 41,600 円 主幹級 35,300 円	(代表例) 本府省・課長 (一種) 130,300 円 本府省・室長 (二種) 94,000 円 府県単位機関・部長 (三種) 72,700 円 管区機関・課長 (四種) 62,300 円 地方出先機関・課長 (五種) 46,300 円

(エ) 時間外勤務手当

	支給年額	職員一人当たり支給額
令和2年度	3億5,774万円	年額31万円
令和元年度	3億2,737万円	年額28万円

(注) 支給年額及び職員1人当たり支給額は、普通会計にかかる職員に支給された額です。

(オ) 特殊勤務手当 (令和2年度)

手当の種類 (手当数)	19種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 ○ 診療研究手当 ○ 診療業務手当 ○ 夜間看護手当
	支給職員数の多い手当 ○ 防疫作業手当 ○ 夜間看護手当 ○ 放射線取扱業務手当

(注) 代表的な手当の名称は、各区分の上位3つを記載しました。

⑧ 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		令和3年度月額	区分		令和3年度
		額			支給割合
給料	市長	914,000円 (独自減額後 515,163円)	期末 手当	市長	6月期 1.625月分 12月期 1.625月分 計 3.25月分
	副市長	718,000円		副市長	
	教育長	635,000円		教育長	
	病院事業管理者	635,000円		病院事業管理者	
報酬	議長	510,000円		議長	
	副議長	470,000円		副議長	
	議員	445,000円		議員	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 一般職員の勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1週間当たりの 勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	7時間45分

② 各種休暇等の概要

- 年次有給休暇…1年につき20日付与（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
- 病気休暇…負傷・疾病で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給の休暇
- 特別休暇…結婚、出産、親族の死亡その他特別の事由のため勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇
- 介護休暇…配偶者、父母、子等の負傷、疾病または老齢によって2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある者を介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇
- 育児休業…子が3歳に達する日までを限度とした無給の休業（子が小学校就学の始期に達するまでに限り認められ、勤務時間に応じて有給の「育児短時間勤務制度」もあり）

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者数（令和2年度）

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に、公務の能率維持と適正運営を目的とする処分です。

区分	処分者数（人）
降給	0
降任	0
休職	16
免職	0

② 懲戒処分者数（令和2年度）

懲戒処分とは、職員の非違行為に対し道義的責任を追及することによって公務の規律と秩序の維持を目的とする制裁的な処分です。

区分	処分者数（人）
戒告	3
減給	2
停職	0
免職	0

5 職員のサービスの状況

① 営利企業への従事許可

地方公務員法の規定に基づき、職員は、任命権者の許可なく、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することは禁止されています。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- 職員が居住地区の消防団員として消火・水防業務等に従事する場合
- 国勢調査員として業務に従事する場合

② 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定に基づき、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合（山形県市町村職員共済組合事業に参加する場合等）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 研修の状況（令和2年度）

研修体系	研修目的	研修内容・派遣機関	受講延人数 (人)
一般研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 課長補佐・主査級職員研修 庄内市町職員政策法務研修	207
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するために行う研修	ハラスメント防止研修	170
派遣研修	職員を各種研修機関に派遣して行う研修	山形県市町村職員研修所 東北公益文化大学大学院	26
自主研修	市行政の能率的な運営に資するため、職員の自己啓発意欲に基づく自主的な研修	3個人	3
合 計			406

(注) 派遣研修の研修内容・派遣機関については、主なものを記載しました。

② 勤務評定の状況（令和2年度）

(ア) 昇給の場合

毎年1月1日現在において、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給を決定しています。

(イ) 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格を決定しています。

(注) 昇格とは、給与条例に基づく級が上がることです。昇任とは、上位の職（職名）になることです（「2 ⑥ 一般行政職の級別職員数の状況」の表参照）。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の福利厚生事業の概要

下記の表中の「共済組合」とは山形県市町村職員共済組合を、「互助会」とは山形県市町村職員互助会を指します。

(ア) 保健事業の概要（令和2年度）

事業名	事業概要	実施主体
健康診断	○定期健康診断 ○各種がん検診 胃がん検診（40歳以上の職員・30歳以上39歳以下の希望する職員） 大腸がん検診（40歳以上の職員） 肺がん検診（40歳以上の希望する職員） 前立腺がん検診（50歳以上の希望する男性職員） 子宮がん検診（20歳以上の希望する女性職員） 乳がん検診（30歳以上の希望する女性職員）	市 市 市 市 市 共済組合 共済組合
人間ドック	○節目年齢（40歳または50歳の希望する職員） 1泊2日	互助会
脳ドック	○優先型（45歳の希望する職員） 半日 ○希望型（46歳以上の希望する職員） 半日	互助会 互助会
保健指導	○特定保健指導（支援対象者で希望する職員）	共済組合
メンタルヘルスケア	○こころの健康相談 ○メンタルヘルス研修（担当者向け） ○ストレスチェック	市、共済組合 共済組合 市

（注）主なものを記載しました。

(イ) 給付事業の概要（令和2年度）

事項	共済組合	互助会
職員の死亡	○埋葬料 ○遺族厚生年金	○弔慰金
職員の傷病	1. 医療機関に支払うもの ○法定給付の額 2. 職員に支給するもの ○高額療養費 ○一部負担金払戻金	○一部負担金補助金
職員の出産	○出産費	

（注）主なものを記載しました。

(ウ) 貸付事業の概要（令和2年度）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	1.26%	共済組合
住宅介護対応住宅貸付	300万円	1.00%	

(注) 主なものを記載しました。

② 公務災害の発生状況（令和2年度）

	認定件数
公務災害	44件
通勤災害	2件
計	46件

③ 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

令和2年度中要求件数	令和2年度中処理件数		令和2年度末係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0

④ 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益処分について不服申立てがあった場合、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は処分を取り消し、修正の採決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対しその処分による不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

令和2年度中申立て件数	令和2年度中処理件数		令和2年度末係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0